

土壌汚染の報告がありました。

本日、岡崎市橋目町地内の三菱自動車工業株式会社名古屋製作所から同社敷地内の土壌汚染に係る調査結果の報告がありました。

この調査は、同社敷地内での構内道路補修工事に当たり、岡崎市生活環境保全条例（以下「市条例」という。）第18条の規定に基づき実施されたものです。

その概要は、下記のとおりです。

記

- 1 事業所の名称及び調査対象地
 三菱自動車工業株式会社名古屋製作所
 岡崎市橋目町字勘介山1番地、山野河原1番地及び北山野河原2番地2の一部（構内道路補修工事区域）

2 報告内容

- (1) 報告年月日
 平成26年10月8日 水曜日
- (2) 調査の実施期間
 平成26年7月20日～平成26年10月7日
- (3) 調査対象地
 構内道路補修工事区域の約2,000平方メートル
- (4) 調査項目
 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにテトラクロロエチレン及びその分解生成物(3物質)
- (5) 調査結果
 ふっ素及びその化合物について、次のとおり市条例に規定する基準を超過しました。なお、鉛及びその化合物並びにテトラクロロエチレン及びその分解生成物(3物質)については基準超過はありませんでした。

土壌溶出量基準
 一部の調査地点において、土壌溶出量基準を超過していました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量基 準	超過地点数 ／調査地点数
Empty cell for specific substance name	Empty cell for measurement result	Empty cell for standard	Empty cell for exceedance count

その化合物	(1.75倍)	以下	
-------	---------	----	--

※（ ）内は、土壌溶出量基準に対する倍率

(6) 汚染場所

別紙参考資料参照

3 地下水の調査結果

事業所敷地境界に設けた観測井において、ふっ素及びその化合物による地下水汚染は確認されていないことが報告されています。

4 現場の状況

汚染が判明した場所はアスファルト舗装されており、雨水を遮断しています。

5 今後の措置について

事業者が、県民の生活環境の保全等に関する条例及び愛知県土壌汚染等対策指針に基づき、地下水のモニタリング等の対策を実施します。

6 市の対応

周辺地下水の汚染状況の調査を行うとともに飲用井戸の有無の確認をし、井戸の所有者に対して飲用指導を行っていきます。

今後は、県民の生活環境の保全等に関する条例及び愛知県土壌汚染対策指針に基づき土壌汚染に対する適切な措置を実施するように指導していきます。

7 事業所連絡先

三菱自動車工業株式会社

人事労政部(岡崎総務) 電話0564-31-3100

広報部 電話03-6852-4274